

(添付する書類はコピーで可。)

別紙
②[illegible]

税	市 民 税	税額控除前所得割額⑤ 税 額 控 除 額 ⑤ 所 得 割 額 ⑥ 均 等 割 額 ⑦	+	住 居 税	税額控除前所得割額⑤ 税 額 控 除 額 ⑤ 所 得 割 額 ⑥ 均 等 割 額 ⑦	×	指 定 番 号
	府 民 税	税額控除前所得割額⑤ 税 額 控 除 額 ⑤ 所 得 割 額 ⑥ 均 等 割 額 ⑦		宛 名 番 号			
	特 別 徴 収 税 額 ⑧						
	控 除 不 足 額 ①						
額	既 充 当 額 ⑩						
	既 納 付 額 ⑪						
	差引納付額⑮:⑮-⑩-⑪						
	変更前税額⑫ 増減額⑬:⑮-⑫						
令和 年 月 日						大阪市 印	
		納付 6月分	9月分	12月分	3月分		
		7月分	10月分	1月分	4月分		
		8月分	11月分	2月分	5月分		
問合せ先: 大阪市 ○○○○ 市税事務所 個人市民税担当 電話 (06)○○○○-○○○○							

控除対象配偶者欄に
「*」「★」「1」「有」が記載されている
場合は、配偶者の所得証明は不要で

[illegible]

見本 B

〔大阪市の例〕 ①、②、③をすべて提出してください。）

①

課税区	台帳番号	区分
-----	------	----

令和2年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

様

0000000000 00-0000-000000-0 00000000-000000-00

お問
い
合
わ
せ
先

大阪市 ○○○○ 市税事務所
個人市民税担当
電話 (06)○○○○-○○○○

QRコード

本書のとおり各納期までに納めてください。

令和 年 月 日 大阪市長 印

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各納付期までに納めてください。

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。

公的年金と雇用保険料決定(元金)を通じた課税税額は、あわせて2期(1年)以降毎年1度まで変更する場合があります。変更した場合は、大阪市税務局に届出を提出してください。

公的年金の所得控除の適用については1期(1年)ごとに適用されます。また、公的年金(老齢給付金)の支払者(年金受取人)が死亡した場合は、公的年金の支払者(年金受取人)の死亡した翌期(2年)以降毎年1度まで変更する場合があります。変更した場合は、大阪市税務局に届出を提出してください。

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

期別	税 額(円)	充 当 額(円)	差引納付額(円)	期 限
第1期	円	円	円	令和2年 6月30日
第2期	円	円	円	令和2年 8月31日
第3期	円	円	円	令和2年 10月31日
第4期	円	円	円	令和2年 12月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落とします。

金融機関名	支 店 名	預 金 種 別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税 額	公的年金の支払者	差引徴収額
元年4月	円	円	円
2年6月	円	円	円
2年8月	円	円	円
2年10月	円	円	円
2年12月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、令和2年10月以降の税額は次の公的年金の支払者

公的年金の支払者

令和2年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税 額
元年4月	円
2年6月	円
2年8月	円
2年12月	円

みなと市税として公的年金からの特例徴収税額(仮特別徴収税額)がある場合は、令和元年度も引き続き公的年金の支払者から受け取る場合は、上記の公的年金の支払者(左記の額を特別徴収の方法により徴収することになります)の、地方税法第321条の7の8の規定により通知します。

平成31年12月の税額と同額を徴収することとなります。

「市町

令和2年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市・区税・府民税の内訳

	市 民 税	府 民 税	合 計
算出所得割額の合計(①)	円	円	円
調整控除額(②)	円	円	円
配当控除額(③)	円	円	円
給与所得入金等特別控除額(④)	円	円	円
金融資産税額控除額(⑤)	円	円	円
納付市税控除額等(⑥)	円	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額(⑦)	円	円	円
算引所得割額(①)-(②)-(③)-(④)-(⑤)-(⑥)-(⑦)	円	円	円
均等割額(⑧+⑨) 0円	円	円	円
年税額(⑧+⑨) 0円	円	円	円

合計税額の明細

	金 額
年税額	円
⑧のうち延滞金・滞り金(税額・特別徴収税額)	円
⑧のうち均等割額(延滞金・滞り金(税額・特別徴収税額))	円
⑧のうち延滞金・滞り金(延滞金・滞り金(税額・特別徴収税額))	円
⑧のうち普通徴収税額(令和2年度1年分延滞金・滞り金)	円
⑧のうち普通徴収税額(⑧-⑧①-⑧②)	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金 額
⑦のうち、所得割額から控除しきれなかった額	円
⑧①	円
⑧②	円

市・区税・府民税の内訳

	市 民 税	府 民 税	合 計
算出所得割額の合計(①)	円	円	円
調整控除額(②)	円	円	円
配当控除額(③)	円	円	円
給与所得入金等特別控除額(④)	円	円	円
金融資産税額控除額(⑤)	円	円	円
納付市税控除額等(⑥)	円	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額(⑦)	円	円	円
算引所得割額(①)-(②)-(③)-(④)-(⑤)-(⑥)-(⑦)	円	円	円
均等割額(⑧+⑨) 0円	円	円	円
年税額(⑧+⑨) 0円	円	円	円

合計税額の明細

	金 額
年税額	円
⑧のうち延滞金・滞り金(税額・特別徴収税額)	円
⑧のうち均等割額(延滞金・滞り金(税額・特別徴収税額))	円
⑧のうち延滞金・滞り金(延滞金・滞り金(税額・特別徴収税額))	円
⑧のうち普通徴収税額(令和2年度1年分延滞金・滞り金)	円
⑧のうち普通徴収税額(⑧-⑧①-⑧②)	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金 額
⑦のうち、所得割額から控除しきれなかった額	円
⑧①	円
⑧②	円